

この届書は、70歳以降も引き続き雇用される厚生年金保険の被保険者が在職中に70歳に到達された方についてご提出いただくものです。なお、70歳到達時(70歳に到達する誕生日の前日)に退職される場合は、『被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届』によりご提出ください。

・ 次の場合は別様式での届出となりますのでご注意ください。

新たに70歳以上の方を雇用した場合→『被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届』

70歳以上の従業員が退職した場合、75歳に到達して健康保険の資格を喪失した場合→『被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届』

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号をご記入ください。事業主の押印は、署名(自筆)の場合は必要ありません。

事業所整理記号			0	1	—	イ	ロ	ハ	事業所番号	1	2	3	4	5
---------	--	--	---	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---

<被保険者欄>

①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。

②氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名をご記入ください。

③生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照しご記入ください。

昭和 7.平成		年		月		日
③	2	2	0	5	0	3

④個人番号 (基礎年金番号) : 本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。

⑤備考 : 「1. 二以上事業所勤務者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「2. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。

<資格喪失欄>

⑥喪失年月日 : 70歳の誕生日の前日をご記入ください。

<被用者該当欄>

⑧該当年月日 : 70歳の誕生日の前日をご記入ください。

⑨報酬月額 : 「㊦(通貨)」には、給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。

※1 臨時に受けるものや、3月を超える期間ごとに受ける賞与等は対象となりません。

※2 週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額をご記入ください。

※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額をご記入ください。

「㊧(現物)」には、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。

現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。

(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)

「㊨(合計 ㊦+㊧)」には、「㊦(通貨)」と「㊧(現物)」を合計した金額をご記入ください。

お知らせ

・ 届出された報酬月額により、老齢厚生年金の全部または一部が支給停止となる場合があります。

・ 70歳以上被用者期間は、厚生年金保険の被保険者期間ではないため厚生年金保険料は徴収されず、年金額の基礎になりません。

・ 「短時間労働者」とは、国・地方公共団体・特定適用事業所等において使用され、以下の全ての要件を満たした場合に被保険者となります。

(厚生年金保険法第12条第6号)

ア. 週の所定労働時間が20時間以上であること。

イ. 雇用見込期間が1年以上であること(雇用期間が1年未満であるが、雇用契約書等でその契約が更新される旨または更新される場合がある旨明示されている場合を含む)。

ウ. 賃金の月額が88,000円(年額106万円相当)以上であること。ただし、①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)および1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、②所定時間外労働等に対して支払われる賃金(割増賃金等)、③最低賃金法において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当および家族手当)を除く。

エ. 学生でないこと。

※上記ア～エの要件を満たしていても、1週間の所定労働時間及び1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者については、厚生年金保険法第12条第6号の「短時間労働者」には該当いたしませんので、一般の70歳以上被用者に該当することとなります。